

— 会社法を学ぼう！② —

村上 敬子 (むらかみ けいこ)

村上敬子税理士事務所
税理士



企業の経済活動に係わる法律関係を規定する「会社法」を再確認することは、戦略的組織再編の検討段階において非常に重要かつ有効であろうと思います。

今月号では、7月号に続き会社法を取り上げます。「株式会社の設立」と「株式」について、基本的内容を中心に見ていきたいと思います。

〔質問1〕

株式会社の設立手続について概要はどのようなものですか。

〔回答〕

株式会社の設立とは、株式会社という団体を形

成し、法人格を取得し、法律上の権利義務の主体になることをいいます。株式会社の設立には、

- ① 会社としての実態の形成
- ② 権利義務の主体となるための法人格の付与

という2つの側面があります。

株式会社の設立手続には、発起設立と募集設立

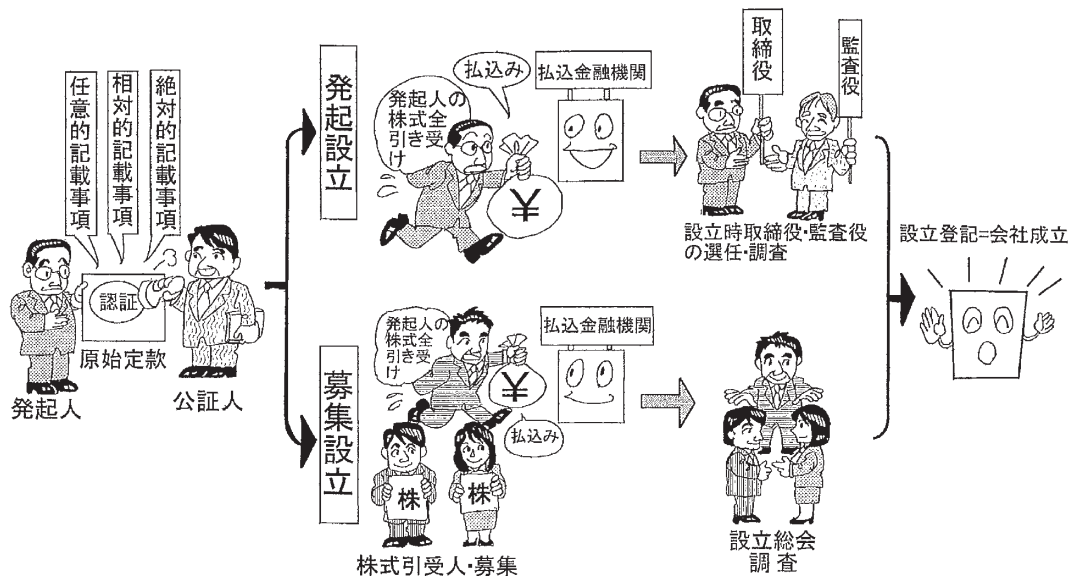
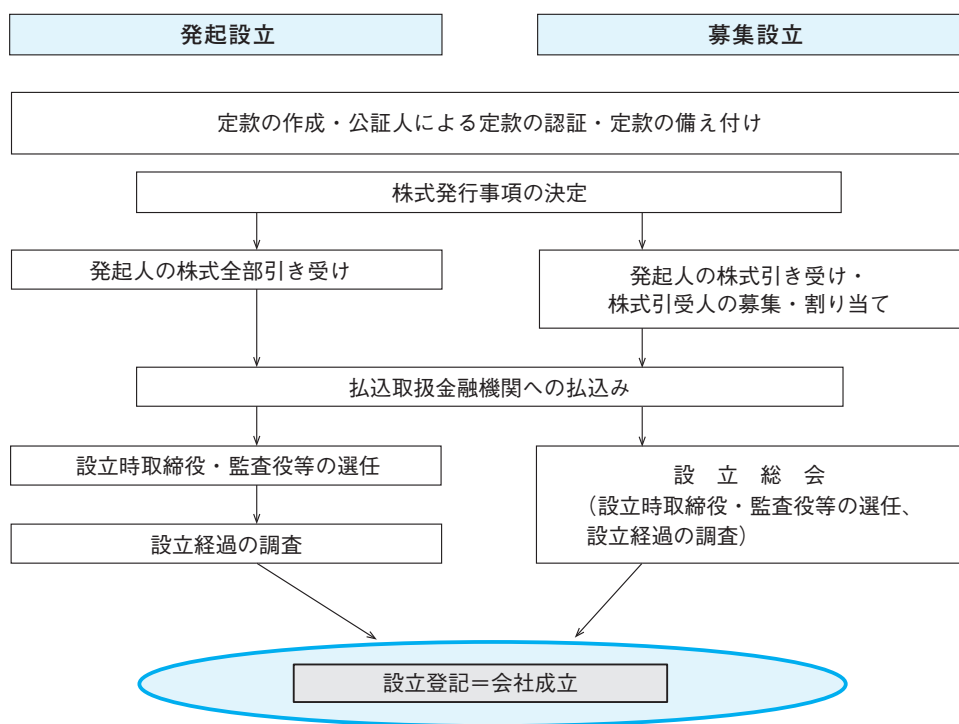


図1：発起設立と募集設立



の2つの設立手順があります。

- 発起設立とは
発起人のみが設立時発行株式の全部を引き受けて会社を設立する方法
- 募集設立とは
発起人が設立時発行株式の一部を引き受け、残りの株式について株式引受人を募集する方法

〔質問2〕

株式会社の設立時に作成する定款とはどのようなものですか。

〔回答〕

定款は、実質的意義においては、会社の組織・活動に関する根本規則をいい、形式的意義においては、その根本規則を記載した書面又は記録をいいます。

定款は、発起人が株式会社の根本規則を定め、それを書面として作成又は電磁的記録により作成します。作成した定款は公証人による認証が必要

で、公証人の認証のない定款は無効です。会社の設立の際に作成された最初の定款を原始定款といいます。

定款の記載事項には、絶対的記載事項、相対的記載事項、任意的記載事項があります。

① 絶対的記載事項

絶対的記載事項とは、定款に必ず記載しなければならない事項で、その記載を欠くときは定款全体が無効となるものです（会社法27条に列挙されている事項です）。

- 1) 目的
- 2) 商号
- 3) 本店所在地
- 4) 設立に際して出資される財産の価額又はその最低額
- 5) 発起人の氏名又は名称及び住所
- 6) 発行可能株式総数

② 相対的記載事項

相対的記載事項とは、定款に記載しなくとも定款自体の効力には影響しないが、定款に記載しな

ければその事項の効力が生じないものです。会社法上個別に規定がありますが、特に会社法28条は変態設立事項（危険な約束）と呼ばれています。

1) 変態設立事項

- 現物出資 • 財産引受け
- 発起人の報酬等 • 設立費用

2) 会社の広告方法

3) 株券を発行する旨の定め

4) 株主総会、取締役以外の機関の設置

5) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定め

6) 監査役の権限を会計監査に限定する旨の定め

③ 任意的記載事項

任意的記載事項とは、定款に記載することのできる事項であり、強行規定や公序良俗に反しない限り、どのような事項も定款に規定することができます。具体例として、次のような事項がありますが、一旦定款に記載されると、その変更には定款変更手続が必要となります。

1) 株券の種類

2) 事業年度

3) 定時株主総会招集の時期

4) 株主総会の議長、取締役の員数 等

〔質問3〕

設立登記についてはどのような注意が必要ですか。

〔回答〕

(1) 設立登記手続

定款作成、会社に対する出資者＝社員の確定（出資の履行）、機関の選任により社団としての実体形成手続が終了すると、設立登記により法人格を取得し、会社が成立します。設立登記は、会社を代表すべき者（代表取締役又は代表執行役）の申請により行います。

① 発起設立の場合

設立時取締役等による調査が終了した日と、発起人が定めた日のいずれか遅い日から2週間以内に設立登記をしなければなりません。

② 募集設立の場合

創立総会の終結の日、種類創立総会の決議の日から2週間を経過した日等のいずれか遅い日から2週間以内に本店所在地において設立登記をしなければなりません。

③ 登記申請にかかわる書類

設立登記には、設立登記申請書のほか、定款、設立時募集株式の引受けの申込み又は設立時発行株式総数の引受けを行う契約を証する書面等の所定の添付書類が必要とされ、登録免許税の納付が必要です。

図2：設立登記の記載事項例

- ① 目的
- ② 商号
- ③ 本店及び支店の所在場所
- ④ 株式会社の存続期間又は解散の自由についての定款の定めがあるときはその定め
- ⑤ 資本金の額
- ⑥ 発行可能株式総数
- ⑦ 発行する株式の内容（種類株式発行会社にあつては、発行可能株式総数及び発行する各種類の株式の内容）
- ⑧ 単元株式数についての定款の定めがあるときはその単位株式数
- ⑨ 発行済株式の総数並びにその種類及び種類ごとの数
- ⑩ 株券発行会社であるときはその旨

(2) 登記事項

設立登記事項は、会社法911条3項に定められています。

(3) 支店における登記

会社の設立に際して支店を設けた場合には、本店の所在地における設立の登記をした日から2週間以内にその支店の所在地において、次の事項について登記をしなければなりません。

- ① 商号
- ② 本店の所在場所
- ③ 支店の所在場所

(4) 設立登記の効果

設立登記により、会社は成立し、法人となります（創設的効力）。設立中の会社の執行機関として発起人がその権限内で成した行為の効果は、当然に成立後の会社に帰属することになります。

出資をした設立時株主は株主となり、設立時取締役は取締役となります。

株券発行会社は、会社成立後は遅滞なく株券を発行しなければなりません。

(5) 設立関係者の責任

会社法は、健全な会社設立を図るべく、設立に関与した発起人、設立時取締役等の会社又は第三者に対する民事責任及び刑事責任を定めています。

〔質問4〕

会社法上の「株式」や「株主」とはどのようなものですか。

〔回答〕**1. 株式の意義**

株式とは、均一に細分化された割合的単位の間をとる株式会社に対する出資者の地位をいい、株式の帰属者を株主といいます。株式会社において、会社に対する出資者の地位が細分化された単位の間をとるのは、多数の者が容易に会社に参加して大量の資金調達を図り、大規模な事業を営むこと

を可能とするためです。また均一な割合的単位とされるのは、会社と株主間の集団的な法律関係を簡便に処理するためです。

2. 株式の法的性質

株式とは、会社に対する出資者が会社に対する出資者たる資格において会社に対して有する法律上の地位（社員権）を意味し、株主はこの地位に基づいて会社に対して種々の権利を有するとされます。

3. 株主平等の原則**① 意義**

「株主が株主たる資格に基づいて会社に対して有する権利・義務については、株式の内容及び数に応じて、平等に取り扱われなければならない。」とされ、これを株主平等の原則といいます。

株式の内容が異なる株式が発行されている場合には、その内容に応じて異なる取扱いをすることが認められ、同じ内容の株式においては、株主は株式の数に応じて平等に取り扱われなければならないことを意味します。

② 例外

非公開会社では、剰余金の配当を受ける権利、残余財産の分配を受ける権利、株主総会における議決権に関する事項について、株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定款で定めることができます。

1人1議決権と定めたり、剰余金の配当を株主一律同額としたりする定めたりもできます。

4. 株主の権利

株主は、原則として剰余金の配当を受ける権利、残余財産の分配を受ける権利、株主総会における議決権その他会社法の規定により認められた権利を有します。株主の権利は、株主が会社から経済的利益を受けることを目的とする権利である自益権と、株主が会社の管理運営に参加することを目的とする権利である共益権に分類されます。

また、株主の権利は、単独株主権と少数株主権とに分類することもできます。単独株主権とは、

図3：株主の自益権

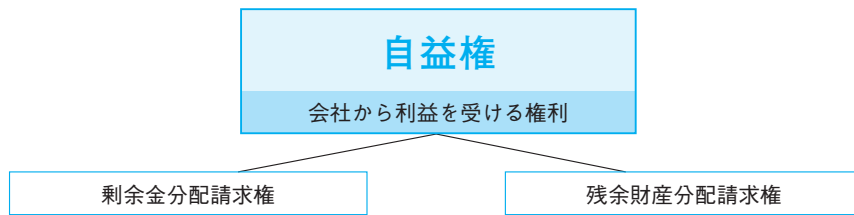
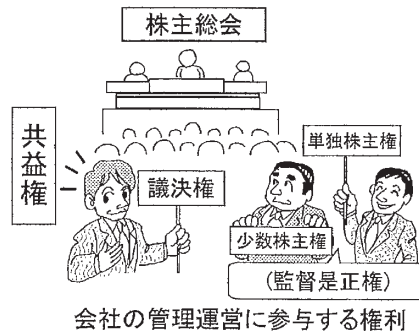
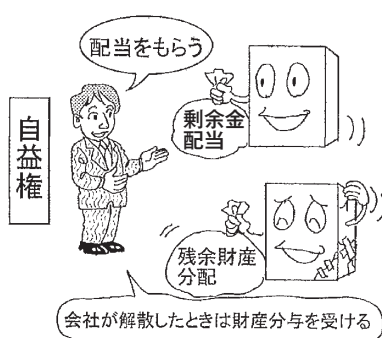
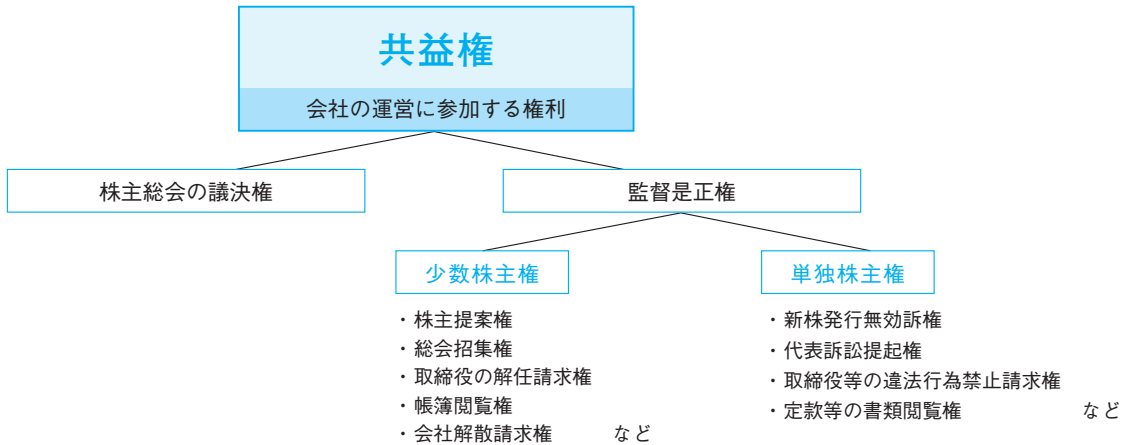


図4：株主の共益権



1株を持つ株主であれば行使することのできる権利をいい、少数株主権とは、総株主の議決権の一定数又は一定割合を持つ株主が行使できる権利をいいます。

〔質問5〕

「株式」の内容と種類はどのようになっていますか。

〔回答〕

会社法は、投資家の多様な要望に応え、会社の

資金調達を図るべく、会社が発行する全部の株式の内容として3つの事項を定めることができることと、一定の事項について異なる定めをした内容の異なる2以上の種類の株式を発行できることを定めています。

(1) 発行する株式全部の内容についての特別の定めのある株式

次の3つが認められています。

① 譲渡制限株式

譲渡による株式取得について、会社の承認を必要とするもの

② 取得請求権付株式

株主が会社に対してその有する株式の取得を請求できるもの

③ 取得条項付株式

一定の事由が生じたことを条件として会社が株式を取得できるもの

※この場合、定款でこれに関する定めを置かなければなりません。

また、発行する株式すべての内容が同一ですか

ら、異なる種類の株式は存在せず、種類株式とはなりません。

(2) 種類株式

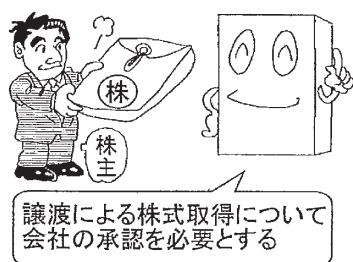
権利の内容として異なる種類の株式（種類株式）としては、次の9種類が認められています。

また、これらの定めを設定するには、定款変更が必要なので、原則として株主総会の特別決議が必要となります。

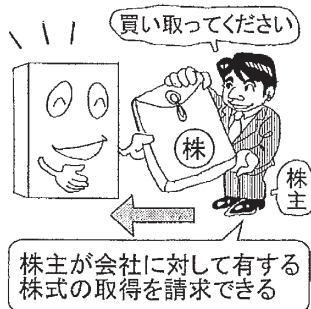
図5：種類株式

種類株式（会社法108条）	全部の株式の内容とすること	ある種類の株式の内容変更の決議要件	備 考
① 剰余金の配当が異なる種類株式	×	株主総会の特別決議	①+②がない種類の株式を発行することはできない。
② 残余財産の分配が異なる種類株式	×	株主総会の特別決議	
③ 議決権制限種類株式	×	株主総会の特別決議	公開会社では、発行済株式総数の1/2以下にする措置を要する。
④ 譲渡制限種類株式	○	株主総会の特別決議及び種類株主総会の特殊決議	譲渡するには会社の承認を要する株式。
⑤ 取得請求権付種類株式	○	株主総会の特別決議	株主が、株式会社に取得を請求できる株式。
⑥ 取得条項付種類株式	○	株主総会の特別決議及び種類株主全員の同意	一定の事由により株式会社が強制的に取得できる株式。
⑦ 全部取得条項付種類株式	×	株主総会の特別決議及び種類株主総会の特別決議	株主総会の決議により発行会社が、全て取得できる株式。
⑧ 拒否権付種類株式	×	株主総会の特別決議	株主総会・取締役会（清算人会）の決議につき、当該種類株主総会の決議を要する。
⑨ 取締役・監査役の選任についての種類株式	×	株主総会の特別決議	公開会社・委員会設置会社は発行できない。
会社法322条1項における種類株主総会を不要とする種類株式	×	株主総会の特別決議及び種類株主全員の同意	種類株主総会の決議を不要とすることができる。

〈譲渡制限株式〉



〈取得請求権付種類株式〉



〈取得条項付種類株式〉

